

条例第 29 号

宇和島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

宇和島市長

岡原文章

宇和島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

宇和島市議会議員の定数を定める条例（平成20年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宇和島市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>24人</u> とする。	宇和島市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>20人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。